食品接触材料安全センターメールマガジン No.51（2022 年 11 月下期号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

11 月 4 日薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会が開催され、先頃その議事概要がアップされましたので紹介します。一般衛生管理、適正製造管理に係る省令の施行時期は、PL 告示改正施行に整合されることが確認されました。今後、これらに手引きが作成されます。

（資料）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28884.html

（議事概要）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28978.html

また、関連企業からの意見提出の集計結果が報告されました。リスト告示案策定に向け、この間センターはじめ業界団体が関連企業に表（留保）などへ積極的な意見提出を求めた結果を示しています。

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度における既存物質の取り扱いに関する整理について（ポジティブリストの再整理の検討状況）

１．経緯

令和 3 年 12 月 21 日開催の器具・容器包装部会では、食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度における既存物質の取り扱いに関して、①ポジティブリストの課題については、リストの改編を含めた既存物質のポジティブリストの再整理を進めることとされ、②個別の食品健康影響評価については、一定期間で評価が終了できるリスク評価及びリスク管理について、評価依頼の目的等（リスク評価方針）を作成することを進めることとされた。

その後、①のポジティブリストの再整理については、令和 4 年 3 月 23 日開催の前回の部会で具体的なリスト案について検討し、ご意見を踏まえたリスト案について、4 月 26 日から 7 月 15 日までの間、意見募集を行った。

２．ポジティブリストの再整理の検討状況について

（１）既存物質のポジティブリストの意見募集

①実施期間及び実施方法

厚生労働省ホームページに意見募集のページを開設し、令和 4 年 4 月 26 日から 7 月 15 日の間、物質情報を持っている事業者から意見を募集した。

募集の際、リストの内容を確認するための手引き(英語版含む)等を作成して実施した。

②意見募集の結果（令和 4 年 10 月 21 日時点）

・受理した意見数

物質	受理件数
基材	653 件
添加剤	940 件

・留保物質の内訳

留保物質 （849 物質）	重合体　　(344 物質)	意見あり：159 物質
	重合体以外(505 物質)	意見あり：195 物質

（2）意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえた検討中の方針

意見、質問を踏まえ、既存物質のポジティブリストへの収載方法等について検討している方針の内容を別紙 2 のとおり、ホームページに掲載している。

現在、事業者からの意見を整理しリスト化を行っているところであり、整理に必要な場合は、意見提出事業者に確認等をしている。

また、全体的な整理の中で、意見内容のとおりの整理ができない場合があることから、整理結果のリスト案については、事業者が広く確認できる機会を設けることを検討している。

■食品接触材料安全センター2022 年度事業計画について

食品接触材料安全センター2022 年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの 2022 年度事業計画をシリーズで紹介してきました。2022 年度の上半期が終わったことから、各事業の進捗状況を順次紹介しています。今回は事務局体制の進捗について紹介します。

協議会の会員に関しては、上半期に正会員 29 社、準会員 3 団体が新たに入会し、9 月

30 日時点で、正会員 886 社、準会員 40 団体の合計 926 会員となった。こうした中、会員サービスの一層の向上のため、つぎのような整備を行った。

●各種請求書の発行システムの構築

2022 年度以降の新規会費の請求（入会金、新規会費）についてもデータベースを用いてメール送信できるよう開発を行い、請求書の円滑な発行に繋げた。また、確認証明書（ポリ衛協型）の登録料（新規、再交付等）の請求書についても、8 月から郵送ではなく自動メール送信できるシステムを開発し省力化を図った。

●会員窓口情報の更新

3 種類設定している会員窓口（「会員窓口」、「確認証明書窓口」及び「色材 PL 窓口」）担当者変更情報を、8 月から会員ホームページ上の所定フォーム（入力文字を規定）から会員が直接入力する方法に改善することで、誤記入防止による会員データの信頼性向上を図った。

●会員ページのセキュリティ強化

JCII ホームページの会員ページ内には重要な資料等が掲載されているため、会員ページのセキュリティ強化策として ID、パスワードの増加等を計画し、準備を行った。

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

●e-GOV「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定案に対する意見募集（パブリックコメント）について」2022 年 11 月 7 日
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220044&Mode=0

●韓国環境部「国・自治体・産業界が一体となって取り組むリサイクル優遇制度」2022 年 11 月 4 日
http://eng.me.go.kr/eng/web/board/read.do;jsessionid=+YIhyt9rGD5bkvH1MM2HmsbJ.mehome1?menuId=461&boardMasterId=522&boardId=1558370
分別回収を進めるため、金融ポイント制度導入。

●中国発展改革委員会「国家発展改革委員会と他の部門はインターネット通販業者のプラスチック汚染と過剰包装の強化に関するシンポジウムを開催」 2022 年 11 月 4 日
https://www.ndrc.gov.cn/fggz/202211/t20221104_1340903.html?code=&state=123

●中国全国軽工業連合会 「中国全国軽工業連合会業界標準「食品接触用リサイクルアルミニウム合金板及び容器」に関する意見募集のお知らせ（意見募集案)」2022 年 11 月 11 日
http://www.cnlic.org.cn/zhongqingliangonggao/202211/t20221111_64881.html

●台湾環境保護庁「ネットゼロトランスフォーメーションの新しい選択肢 - 資源循環ネットワーク廃棄物クリーンアップ計画」2022 年 11 月 22 日
https://enews.epa.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/c764bc96-3951-4c85-9d2e-19135aca3f38

●先頃欧州委員会は、「包装及び包装廃棄物指令」（PPWD）を代替する「包装及び包装廃棄物規則」（案）を関係者に内示した。包装のリサイクルのターゲット、リユースのターゲット、一部包装への強制的デポジット制度の導入、一部包装への強制的堆肥化可能材料の利用、包装の最小化（過剰包装規制）ターゲット、包装のリサイクル性能等級制度の導入など、事業環境に大きな変化が生じる。この（案）は 2022 年 11 月 30 日欧州議会に提出されて公表される。

●欧州包装 60 団体「欧州包装バリューチェーンは、欧州委員会が提案した包装及び包装廃棄物法に関するアプローチに深刻な懸念を表明するー包装バリューチェーンからの業界共同声明ー」2022 年 11 月 14 日
https://www.plasticsconverters.eu/post/eupc-co-signed-a-joint-industry-statement-revision-of-eu-rules-on-packaging-and-packaging-waste
上記「包装及び包装廃棄物規則」（案）に対する業界声明

●欧州委員会コミトロジーレジスタ「PVC に含まれる鉛及びその化合物に関し欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No 1907/2006 附属書ⅩⅦを改正する欧州委員会規則案に対する REACH 委員会の協議」2022 年 11 月 16 日～12 月 7 日書面採決
https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%292262/consult?lang=en

●欧州委員会コミトロジーレジスタ「科学的及び技術的進展への適応及び指令2008/98/EC 第 39 条の下設置された廃棄物指令（欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2019/904）の施行に係る委員会会合」2022 年 11 月 22 日
https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%292166/consult?lang=en

●欧州委員会「植物、動物、食品及び飼料に関する常任委員会、新規食品及び食物連鎖毒性学的安全性部会、2022 年 10 月 19 日」
https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-11/reg-com_toxic_20221019_sum.pdf
食品接触材料を含む議事録。プラスチック規則（PIM）第 16 次改正案が可決された。

●欧州委員会「紫外線吸収剤：海水の汚染により環境リスクが高くなる可能性がある」2022 年 11 月 9 日
https://environment.ec.europa.eu/news/uv-filters-contamination-seawater-may-pose-high-environmental-risk-2022-11-09_en

●ECHA「検討中の提出された制限」環境に対し内分泌かく乱特性をもつ BPA をはじめ他のビスフェノール類及びビスフェノール誘導体
https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/71401/term
「附属書 XV 制限報告書」
https://echa.europa.eu/documents/10162/450ca46b-493f-fd0c-afec-c3aea39de487

●ECHA「廃棄物から回収される物質の 4 分の 1 が REACH に準拠していない」2022 年 11 月 8 日
https://echa.europa.eu/-/one-in-four-substances-recovered-from-waste-non-compliant-with-reach
「次の EU 全体の REACH 施行プロジェクトは輸入製品に焦点を当てる」2022 年 11 月 16 日
https://echa.europa.eu/-/next-eu-wide-reach-enforcement-project-to-focus-on-imported-products

●EFSA「消費済 PET を食品接触材料にリサイクルするため使用される Starlinger deCON 技術に基づくプロセス Polyfab Plastics の安全性評価」2022 年 11 月 9 日
https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7579

●独 BfR「男性ボランティアの日焼け止めからの $^{13}C_4$-パーフルオロオクタン酸（$^{13}C_4$-PFOA）の経皮吸収 - パーフルオロアルキル物質（PFAS）の内部ばく露に対する化粧品の寄与は何か?」2022 年 10 月
https://www.bfr.bund.de/en/transdermal_absorption_of_13c4_perfluorooctanoic_acid__13c4_pfoa__from_a_sunscreen_in_a_male_volunteer___what_could_be_the_contribution_of_cosmetics_to_the_internal_exposure_of_perfluoroalkyl_substances__pfas__-308812.html

●ドイツ「プラスチック汚染は将来、その代償を払うだろう」2022 年 11 月 2 日
https://www.bmuv.de/pressemitteilung/plastikverschmutzung-hat-kuenftig-ihren-preis
連邦内閣が使い捨てプラスチック基金を設立する法律を可決

●フランス「製品に関する環境クレームと消費者情報の枠組み」2022 年 10 月 5 日
https://www.ecologie.gouv.fr/encadrement-des-allegations-environnementales-et-information-du-consommateur-sur-produits

●FDA は、11 月 15 日官報「政府機関の情報収集活動；管理予算レビュー局への提出；コメント募集；食品接触成形品に使用される物質の規制の閾値」に、規制の閾値の作業状況を公表した。
https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/15/2022-24801/agency-information-collection-activities-submission-for-office-of-management-and-budget-review

●GAO「食品の安全性：食品の製造、包装、輸送に使用される物質に対する FDA の監視が強化される可能性がある」 2022 年 11 月 8 日
https://www.gao.gov/products/gao-23-104434
11 月 8 日米国連邦政府監査院（GAO）は、FDA に認可された食品添加物の再評価に係る 2 つの勧告を行った：(i) 物質の安全性を再評価するため、企業に必要な情報提供を強制できるよう、議会に特定の法的権限に要請する、(ii) 全ての食品接触物質の最終審査の日付を追跡するよう勧告する。背景に PFAS 問題などがある。

●EPA「EPA は PFAS からのコミュニティ保護に重要な進展を強調する」2022 年 11 月 17 日
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-highlights-important-progress-protecting-communities-pfas

●タイ「セミナー参加承諾書」2022 年 11 月 30 日開催
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfl7gwsMLMZYPxVuNnGrhDLielePA2zBi-OrfZ2ouy8FnoS7Q/viewform
https://www.tisi.go.th/data/news/IMG_081165.jpg
「事業者が食品用プラスチック製容器器具の工業製品規格の認可を申請するための準備」。工業規格 TIS 655 Part 1～3 及び TIS 2493 Part 1～2 が対象。タイはこれら工業規格に該当する食品接触成形品の上市に、電子認証取得を求めている。

●インド「食品、医薬品及び飲料水に接触するアイオノマー樹脂の安全な使用－規格（IS 11434 第 1 版）」2022 年 10 月、コメント最終受理日 2022 年 12 月 6 日
https://www.services.bis.gov.in/tmp/WCPCD5220691_07102022_1.pdf

●国連プラスチック汚染問題に係る第 1 回政府間交渉委員会（INC-1）（11 月 28 日～12 月 2 日）、マルチステークホルダーフォーラム（11 月 26 日）に先立ち 11 月 1 日～15 日開催される 5 つの非公式技術ブリーフィングのスケジュールが示され、プレゼン資料や録画が順次公表されている。この中で、INC-1 の公式資料「UNEP/PP/INC.1/7 プラスチック汚染の科学」、「UNEP/PP/INC.1/11 国家レベルでプラスチック汚染を終わらせるための優先事項、ニーズ、課題、障壁」のサマリーに当たるプレゼン資料と録画が注目される。
https://www.unep.org/events/conference/inter-governmental-negotiating-committee-meeting-inc-1
「プレゼン資料」
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41154/Briefing%203_9%20Nov_Presentation%20INC%20plastics%20Science.pdf
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41179/PRIORI~1.PDF
「録画」
https://youtu.be/uYu9wsguZTM
https://youtu.be/aynulxCHzWo

UNEP「UNEP/PP/INC.1/INF/11 プラスチック汚染を終わらせるためのマルチステークホルダー行動計画へのアプローチ（UNEP による提出)」 2022 年 11 月 16 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41252/Multistakeholder_Action_Agenda.pdf
INC-1 情報文書に追加。半年ごと数日間の INC が終わった間にも、マルチステークホルダーフォーラムにより行動計画（具体的手段）が検討されることが注目される。

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊)」をご覧ください。

■■　食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて　■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No.26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

（https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/）

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。
https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/

－ JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。　（https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/）

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。（info-fcmsc@jcii.or.jp）

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）
一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター
〒104-0033　東京都中央区新川 1-4-1　住友不動産六甲ビル 7 階
Tel：03-5244-9363　e-Mail：info-fcmsc@jcii.or.jp
URL：https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/